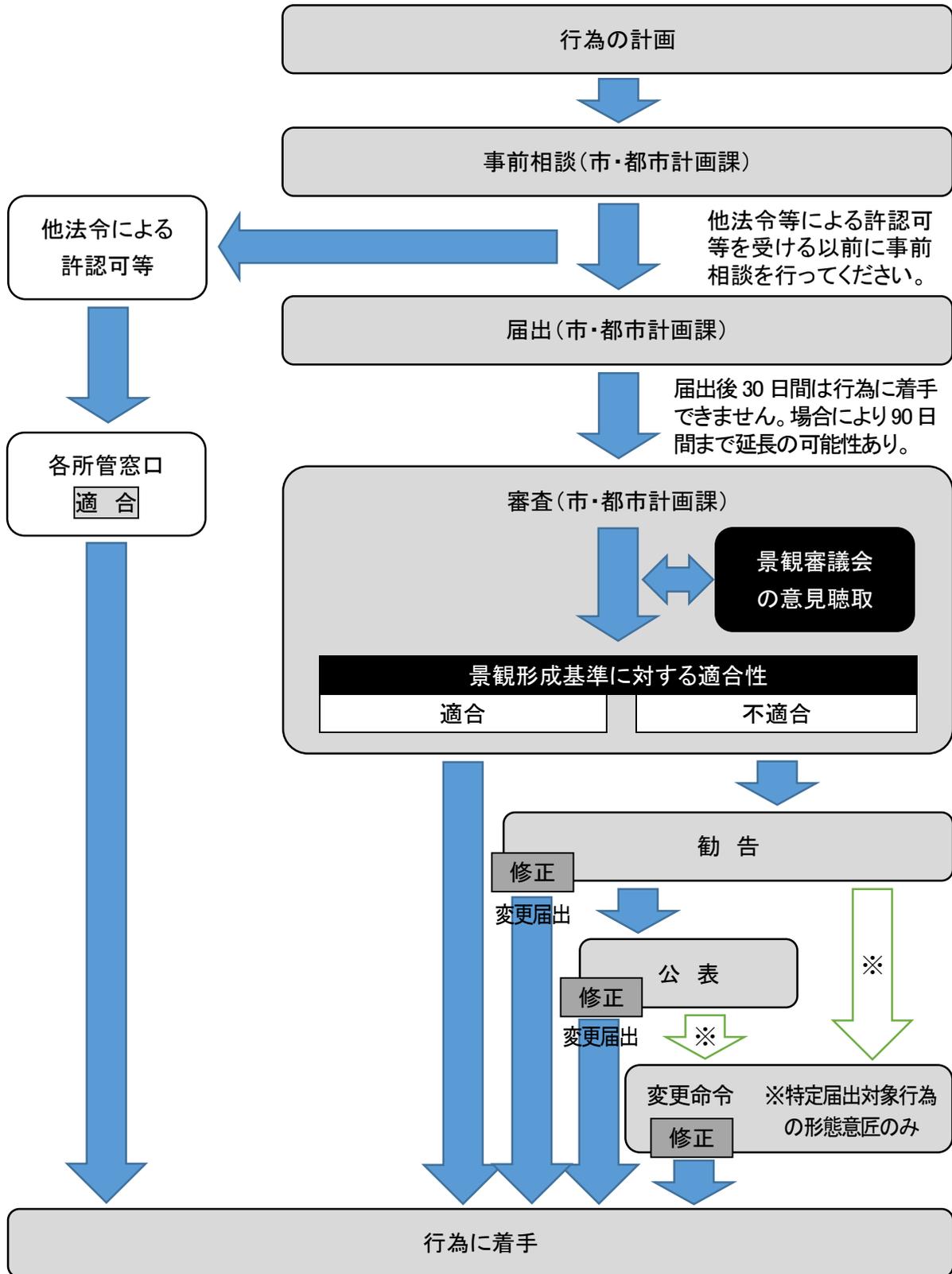


□松阪市景観計画に基づく届出の流れ



※届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第103条)

※変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法第102条)

※勧告に従わない場合、公表や変更命令を行います。